

	生活保護受給者の遺留金の紛失について
と き	令和6年4月1日(月)
と ころ	練馬区役所（豊玉北 6-12-1）
<p>区では、単身の生活保護受給者が死亡し、遺留金がある場合、親族に引き渡すまでの間、準公金として管理することとしています。</p> <p>このたび、大泉総合福祉事務所において、死亡した生活保護受給者1名の遺留金（現金）318,046円が、所在不明になっていることが判明しました。現在、石神井警察署に、被害届の提出に向けた事前相談・協議を行っています。</p>	

【経緯】

- 令和4年11月10日 当該生活保護受給者が、群馬県内の施設で死亡
 - 5年 7月18日 大泉総合福祉事務所は、施設から遺留金として、現金書留で530,046円を受領
 - 7月19日 大泉総合福祉事務所は、葬祭費212,000円を業者へ支払い、残金318,046円を現金書留の封筒に入れ、手提げ金庫で保管
 - 6年 3月28日 手提げ金庫を確認したところ、金銭の紛失が発覚
- ※3月29日・30日にかけて福祉事務所内を捜索するも、発見できず

【遺留金の保管状況について】

区内の総合福祉事務所では、生活保護受給者等の支援の一環として、遺留金などの金銭を預かる場合、総合福祉事務所準公金管理マニュアルに基づき、金銭を各福祉事務所の口座で管理するなど、統一的な対応をしている。

本件においては、担当の職員が、ルールを遵守せずに、現金のまま、手提げ金庫内で、8か月以上保管していた。

【区の対応】

石神井警察署に、被害届の提出に向けた事前相談を行っています。

【問合せ】 練馬区 生活福祉課管理係 電話 03-5984-1532